

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

郡山市長 椎根 健雄

市町村名 (市町村コード)	福島県郡山市 (07203)
地域名 (地域内農業集落名)	安積地区 (柴宮、荒井、笹川、新宅、大谷地、南吉田、北吉田、牛庭、成田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年7月31日 (第4回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

安積地区は、農業者の平均年齢69.79歳と高齢化が進み営農意欲が低下するなどにより、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え、機械利用組合や、法人、組合組織、集落営農組織を立ち上げる等の地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。

このため、分散する担い手の農地を集約化するとともに、地域で取り組める新たな作物や栽培方法を検討していく必要がある。

- ・ 直売所向けの野菜を生産している割合が高い。
- ・ 郡山南インターが近く交通の利便性が良い。
- ・ 若い担い手が面積拡大したいと思える好条件の環境を整備する必要性を感じる。
- ・ 新規就農者が地区に入りやすい環境づくりが必要である。
- ・ 人手不足、労力不足が顕著になってきている。
- ・ 異常気象も原因の一つであるが水不足で現時点で営農が困難である農地がある。
- ・ 基盤整備未実施地区はほ場が狭いため、作業性が悪い。
- ・ 用水がなかなか下流までこないため、ポンプアップにより取水しているほ場もある。

【地域の基礎的データ】

農業者：255人（うち50歳代以下17人） ※農林業センサス2020より
団体経営体（法人・集落営農組織等） 5経営体
主な作物：水稲、露地野菜、施設野菜 等

(2) 地域における農業の将来の在り方

認定新規就農者等地域内の後継者の育成や、機械の共同利用なども積極的に検討していくことや、地域内で法人や組合組織、集落営農組織等を設立することで後継者の確保を図るとともに、担い手への農地集約化のため、農業を担う者への農地再分配を進めることができるよう、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

また、地域の所得向上等の観点から、地域の話合いにおいて、直売所も近くにあることから少量多品目を取組むことや、ブランド化を図ること、6次化製品の開発すること、PR方法による付加価値をつけること等について関係機関と連携して取り組むこと等により、当地区の特色を出す取組みを行うことを積極的に検討する。

なお、高齢化の加速が進み、農業者一人当たりの作業負担も増加傾向になることが予測されるので、スマート農業を地域で取組み作業効率化・労働力の軽減を図り、地区内農業者の所得向上を目指す。さらなる作業効率化を図るため、当地区において基盤整備を行うことを強く要望していく。

- ・ 水稲農家及び園芸農家の農繁期や農閑期のサイクルを有効に活用し、地域農業を盛り上げるため、新規参入エリア等のゾーニングをすることや、仲間づくりのシステムを構築することを定期的な話合いによって進めるが、まずはモデル事例を検討する。
- ・ 守っていく農地の順番を検討し、そのエリアについては、農地水利環境の整備・維持が不可欠であるため、話合いによって行政機関等に要望等を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	368 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	368 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、地域内で保全及び管理に努める。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

地域の農業を担う者に農地の集積・集約化をすすめ、団地面積の拡大を進めるとともに、農作業の省力化を図る。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地区内の農地所有者が離農するなどの場合には農地中間管理機構等を活用し、機構に貸付を進めていく。
また、農業を担う者が何らかの事情により営農の継続が困難になった場合には農地バンクの機能を活用して、新たな受け手へ農地の貸付を進め、農地が荒廃しないよう努めていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

基盤整備未実施の地区は、借り手がなく農地の遊休化が進んでいるため、担い手一人当たりの負担増加も予想されることから、将来に向けて、スマート農業が取り組みやすいよう、ほ場整備等の取組を検討していく。また、多面的機能支払組織も活用し、農道・用排水路等の維持管理等を継続していき、担い手が効率的な農作業を行っていける環境を積極的に整えていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

農地を次の世代に引き継げるよう、話合いの場を定期的に持ち、地区内の新規就農者・後継者・定年帰農者などの担い手等情報の共有を図るほか、新規就農者が貸借しやすい農地(団地化)や農業用機械の活用、オペレータ育成を含め、地域全体で育成支援する。集落内農業者だけでは農地の保全は難しいと判断した際には、集落外からの入作者について農業を担う者に加えていき、地域ぐるみで技術などの支援を行うとともに、担い手確保・育成に努める。

また、農業用機械や施設等の導入、更新等の際には補助事業等を活用するとともに、機械の共同利用なども積極的に検討していく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内で農業支援サービス事業体等へ委託できる作業で可能なものがあれば順次委託することを検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☒	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☒	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害が拡大しないよう防止柵等を設置に向け行政と連携し検討するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制構築を行うことや点検マップの作成を行い、遊休農地の解消に努める。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。

③スマート農業技術の導入等により、農作業の省力化や農産物の高品質化を図り、地域農業の維持に努める。

⑦⑧既存の多面的機能支払組織等の活動を継続することにより、農道、用排水路等の維持管理などの作業を行い効率的に農作業ができる環境づくりを実施していく。また、特に水不足のエリアについては、行政機関などへ要望を行っていく。

⑩水稻農家及び園芸農家の農繁期や農閑期のサイクルを有効に活用し、地域農業を盛り上げるため、新規参入エリア等のゾーニングをすることや、仲間づくりのシステムを構築することを定期的な話し合いによって進めるが、まずはモデル事例を検討する。